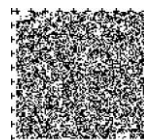
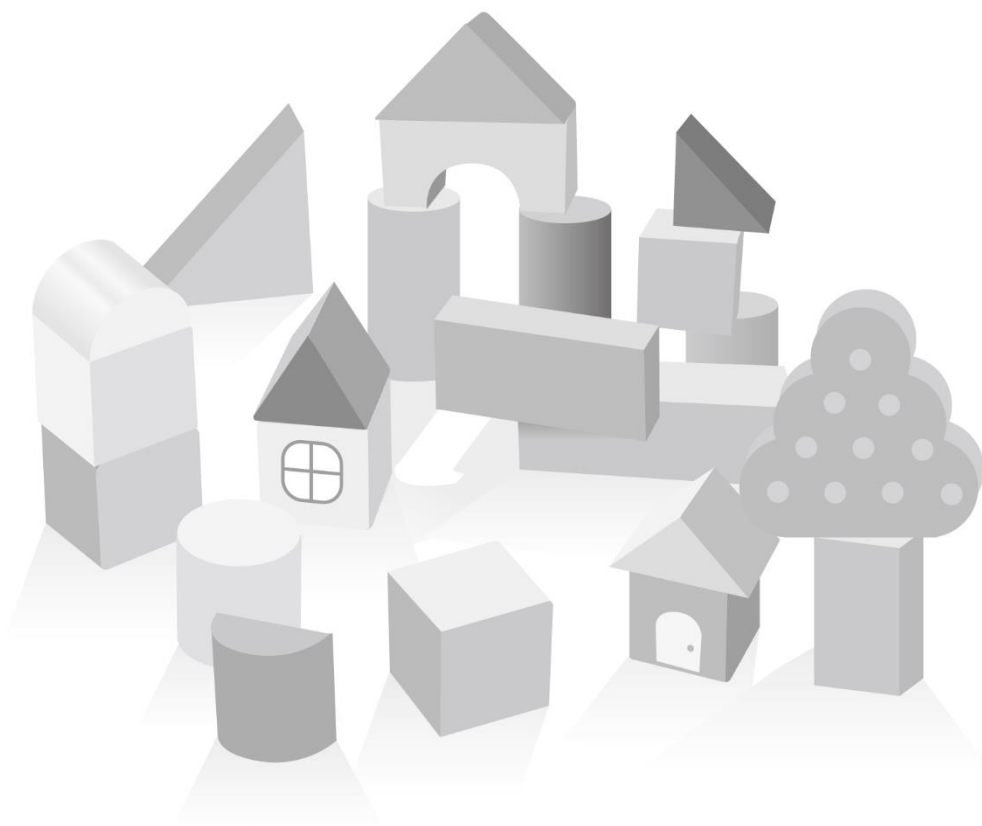




V. 施策事業の展開





基本的な視点1 子どもの成長を支援する視点

《施策の基本的方向》

(1) 幼児期の教育・保育の充実

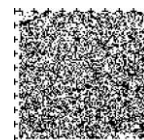
乳幼児期は遊びや生活をとおして、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。

すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の量の拡大や質の向上に努めます。

【主な施策事業】

★＝地域子ども・子育て支援事業（P50）

	事業名	事業内容	担当課
1	通常保育事業	保護者の労働または疾病等、市で定める事由により、保護者から入所申請があった場合、家庭で保育できない子どもについて市内の認可保育所で保育を行います。	こども支援課
2	低年齢児保育事業	就労と子育て支援の両立を図るために、低年齢児の受け入れ体制を整備します。	こども支援課
3	障害児保育事業	障がいのある子どもについて、保護者の労働または疾病等により家庭において子どもを保育できない場合に、保護者の代わりに保育を行います。	こども支援課
4	延長保育事業★	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育時間を超えて保育を行います。	こども支援課
5	一時保育事業★	保護者が仕事や急病、冠婚葬祭等の理由により家庭で保育できないときに、一時的にその子どもの保育を行います。	こども支援課
6	広域保育事業	保護者の仕事と子育ての両立を推進するため、保護者の勤務地がある市町村での保育所への入所、または幸手市に転入前の保育所への継続した入所を行うため、管外保育所への入所委託を行います。	こども支援課
7	保育所整備事業	老朽化した保育施設の整備を行います。	こども支援課
8	幼稚園・保育所・小学校連絡協議会	幼稚園・保育所の教育から義務教育である小学校への入学に向けて、関係機関の連携を図り、保護者の子育て、教育に対する不安の解消を図ります。	指導課
9	保育所入所予約事業（新規）	育児休業を取得する保護者の増加に伴い、1歳の誕生日まで育児休業を取得した後にスムーズに保育所へ入所できるよう予約制度を実施する。	こども支援課
10	保育ステーション整備事業（新規）	幸手駅周辺に保育ステーションを開設し、幸手駅を利用する保護者を対象に朝夕に児童を預かり、在籍する保育所に送迎することで、利用者の利便性向上を図る。	こども支援課



V. 施策事業の展開



《施策の基本的方向》

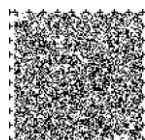
(2) 子どもの健全育成

就学前・就学後のそれぞれの時期にあった健全育成事業の充実を図り、子どもが健やかに成長できる環境の整備に努めます。

【主な施策事業】

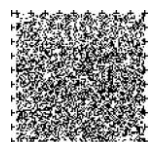
★＝地域子ども・子育て支援事業（P50）

	事業名	事業内容	担当課
11	児童館事業	就学前の子どもと保護者を対象に、児童館において「ハッピーサークル」、「みんなでワン・ツー・スリー」、「ハッピーバースデー」、「わくわく広場（移動児童館）」、「親子DEチャレンジ」、「児童館へ行こう」の各事業を行います。	こども支援課
12	おはなし会事業	毎月7～8回、ボランティア4団体による紙芝居、絵本等の読み聞かせを定期的実施し、子どもの読書意欲の向上を図ります。	社会教育課
13	ブックスタート事業	毎月開催される4か月健診時に、乳幼児向け絵本2冊、専用布袋等をセットで配布し、乳幼児にも読み聞かせが有効であることをPRするとともに、乳幼児の名前で図書館利用券を作成し、絵本の読み聞かせをおして、親子のふれあいを深めることの大切さを伝えます。	社会教育課
14	ようちえんで遊ぼう事業	未就園児と保護者を対象に、幼稚園で遊びながら、子ども同士、保護者同士の交流を図ります。	指導課
15	放課後児童健全育成事業★	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を確保し、その健全育成を図ります。	こども支援課
16	放課後子供教室事業	放課後子供教室の開設により、地域住民との交流活動を促進し、子どもの学習機会及び体験機会の提供を行います。	社会教育課
17	さってアフタースクール事業	放課後の時間を利用し、小学生に無料で学習の機会を与え、教員のOB等の講師が指導します。令和元年度は、新たに3年生の児童を対象に加え、充実を図ります。	指導課
18	小・中学校コンピューター推進事業	全小・中学校のコンピューター教室に教育用コンピューターを導入済みであり、新機種の導入を順次行います。	総務課
19	学校図書館協力員配置事業	児童・生徒の読書活動の推進及び学校図書館の図書管理のため、各校に1人ずつ学校図書館協力員を配置します。	指導課
20	道徳教育の充実	特別の教科道徳の授業の時間を要しつつ、すべての教育活動において、児童・生徒に豊かな心や道徳性が養われるよう支援や指導・助言を行います。	指導課
21	スポーツ少年団支援事業	スポーツをとおして青少年の健全育成を目的として活動している団体活動に対して支援・協力を行います。	社会教育課
22	夏休み子ども向け講座事業	小学生の夏休みの余暇の利用方法として、公民館での講座を提供します。	社会教育課
23	子どもセンター事業	夏休みと冬休みに子どもセンター主催事業を実施します。また、情報紙「わくわく幸手っ子プチ」の作成・配布、壁新聞「さてライト新聞」の作成・掲示を行います。	社会教育課





	事業名	事業内容	担当課
24	外国青年招致事業	小学校の外国語活動・外国語科や中学校の英語の授業における指導がより効果的に行われるよう、語学指導等を行う外国青年を招致し、外国語指導助手として各小・中学校に配置します。	指導課
25	職場体験の充実（社会体験チャレンジ推進事業）	中学校期における様々な職場での体験活動をとおして、「職業」や「仕事」に対する意識を啓発し、進路指導、キャリア教育の充実を図ります。	指導課
26	心すこやか支援室設置事業	不登校児童・生徒への支援及び学校不適応児童・生徒へ学校復帰のための学習支援等、様々なニーズに応じた幅広い対応のための相談・指導・支援を行います。	指導課
27	青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策のための調査・審議・行政機関相互の連絡調整を行います。	社会教育課
28	青少年健全育成啓発活動事業	青少年育成推進員（県民会議による委嘱 15名）の事業の一環として、学校訪問や情報紙の発行・配布等、各種啓発活動を行います。	社会教育課
29	青少年活動団体支援事業	次代を担う青少年の健全育成のために活動している団体のより一層の充実が図られるよう支援を行います。	社会教育課
30	子ども議会開催事業	市内の小・中学生から「笑顔で暮らせるまち・さつて」をテーマに意見や要望を提案してもらうことで、自分の住むまちの姿を改めて見つめ、まちづくりへの関心をより深めます。	秘書課
31	広島市平和記念式典派遣事業	平和都市宣言を行った幸手市の将来を担う青少年に、平和の大切さを改めて理解してもらうために、広島市が行う「平和記念式典」に参加します。	人権推進課
32	セカンドブック事業（新規）	小学校に入学した児童に、図書館司書が選んだ本を配布し、図書への親しみを育み、読書の啓発を図ります。	社会教育課



V. 施策事業の展開



《施策の基本的方向》

(3) 支援が必要な子どもへの取り組み

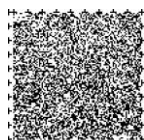
子どもの心身の成長に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期発見、早期対応に向け関係機関を含め、地域の連携や協力を図ります。

また、障がい児が身近な地域で生活でき、障がいの程度に応じた保育・教育の場を整備し養育サービスを提供するなど、一貫した総合的な取り組みを推進します。

【主な施策事業】

★＝地域子ども・子育て支援事業（P50）

	事業名	事業内容	担当課
33	要保護児童対策地域協議会事業	要保護児童対策地域協議会の代表者会議（年1回）、実務者会議（月1回）、個別ケース検討会議（随時）を開催し、要保護児童の早期発見と適切な支援を行います。	こども支援課
34	療育事業（ことばの教室）	乳幼児健診等で言葉の発達に遅れがみられる就学前の子どもに、継続的個別指導を行います。	こども支援課
35	療育事業（母と子の幼児学級）	乳幼児健診等で発達の遅れや、育児環境に心配のみられる就学前の子どもとその親に、集団での療育的指導を行います。	こども支援課
36	養育支援訪問事業・子育て家事サポート事業★	こんにちは赤ちゃん訪問事業、乳幼児健診等の事業や他機関から紹介され、継続した支援が必要な家庭に保健師、ヘルパー等が訪問し、発育・発達、養育に関する指導、助言、家事援助などを行います。	健康増進課
37	養護学校放課後児童対策事業（特別支援学校放課後児童対策事業）	特別支援学校等に通学している子どものうち、保護者の就労等により、帰宅後保育者がいない子どもを保育している放課後児童クラブに対し、補助金を交付します。	こども支援課
38	幼稚園の障がい児受入体制の整備・充実	施設の整備や職員の確保を行い、幼稚園での障がい児の受け入れを行います。	指導課
39	スクールサポート事業	教育支援員を配置し、障がいのある児童・生徒及び指導困難な学級を有する学校の児童・生徒の安全を確保するとともに学習の充実等を図ります。	指導課
40	指定障害福祉サービス（居宅介護・行動援護）	自宅において、入浴、排せつ、食事、外出時の移動支援などの介護を行います。	社会福祉課
41	指定障害福祉サービス（短期入所）	自宅で介護を行う人が病気の場合、短期間、施設へ入所することにより、施設において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	社会福祉課
42	指定障害児福祉サービス（放課後等デイサービス）	学校の授業終了後や休校日に施設に通所し、生活能力向上に必要な訓練や社会交流促進の支援を行います。	社会福祉課
43	指定障害児福祉サービス（児童発達支援）	日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。	社会福祉課
44	日中一時支援事業	家族が急を要することなどの理由により、介護することができない時、日中における活動の場を確保し、一時的な見守りなどの支援を行います。	社会福祉課
45	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うもので、地域における自立生活と社会参加を促します。	社会福祉課
46	日常生活用具給付等事業	在宅の障がいのある人に対し、自立生活支援用具等日常生活用具費の給付を行います。	社会福祉課
47	難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付を受けられない軽・中等度の難聴児の補聴器購入を支援するため、購入費の一部を助成します。	社会福祉課





《施策の基本的方向》

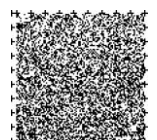
(4) 安心・安全な環境の整備

子どもたちを交通事故や犯罪から守る活動を、保育所、幼稚園、学校、関係機関、地域と連携・協力しながら総合的な防止対策を推進します。

また、子どもと親が安心して外出できる環境の整備を進め、子どもを取り巻く生活環境の整備に努めます。

【主な施策事業】

	事業名	事業内容	担当課
48	交通安全教室事業	保育所、幼稚園、小・中学校等での交通安全教室を開催し、交通安全ルールとマナー及び正しい自転車の乗り方について、指導を行います。	危機管理防災課
49	子どもの交通事故防止対策事業	新入学児童に交通安全帽子及びランドセルカバーを配布し、交通事故防止を図ります。	危機管理防災課
50	小学校新入学児への防犯ブザーの配布	子どもたちを犯罪や危険から守るため、小学校の新入学児童に携帯用防犯ブザーを配布します。	指導課
51	こども110番の家等推進事業	「こども110番の家」の設置や子どもの安心・安全に地域ぐるみで取り組むための連絡及び調整を行います。	指導課
52	非行防止パトロール	青少年有害環境浄化活動の一環として、たまり場と思われる場所や危険箇所のパトロールを定期的に行い、青少年に対する声かけ運動や有害図書等について関係機関への情報提供を行います。	社会教育課
53	非行防止キャンペーン活動	青少年健全育成啓発活動の一環として、青少年育成推進員により、「青少年の非行・被害防止特別強調月間」の期間中に街頭にて啓発品を配布し、青少年の非行防止を呼びかけます。	社会教育課
54	公園維持管理事業	市民に憩いの場所を提供するため、市内にある公園の維持管理を行います。	都市計画課
55	簡易児童遊園整備事業	身近な遊び場の確保を図るため、市内の簡易児童遊園の管理・修繕を行います。	こども支援課





基本的な視点2 切れ目のない子育て支援の視点

《施策の基本的方向》

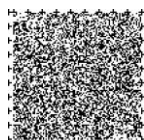
(1) 子育て相談・情報提供の充実

子育て家庭が必要とする情報の提供や相談の充実を図り、妊娠・出産・子育てに対する多様な相談に対応できる環境づくりに努めます。

【主な施策事業】

★＝地域子ども・子育て支援事業（P50）

	事業名	事業内容	担当課
56	子育て支援総合窓口★	妊娠、出産、育児にまつわる様々な相談を受ける他、保育所、幼稚園、認定こども園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行います。	こども支援課 健康増進課
57	子育て支援情報提供事業	子育てに役立つ情報を収集し、ガイドブックの作成や市ホームページへの掲載による情報提供を行います。	こども支援課
58	保育ネット情報事業	市ホームページを通じて、保育所の入所案内等の詳細を掲載し、利用者の利便性を図ります。	こども支援課
59	家庭児童相談事業	子どもに関する全般的な相談窓口として、家庭児童相談室を設置して、家庭児童相談員が相談に応じます。	こども支援課
60	心理相談事業	1歳6か月児及び3歳5か月児健診時の継続フォロー対象者のほか、育児や発達に不安・心配がある者や心理相談が必要と思われる親子に対して、臨床心理士が個別に相談にのり、安心して子育てができるよう支援します。	健康増進課
61	母子健康相談事業	育児や乳幼児の発育発達に関して心配・不安を感じている親を対象に、育児や発育全般の相談にのることで親子の健康増進を図ります。	健康増進課





《施策の基本的方向》

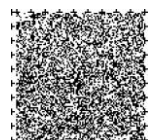
(2) 多様な子育て支援サービスの充実

家族の形態、保護者の就労状況をはじめ、価値観や生活様式の多様化に伴い、子育て支援サービスのニーズも多様化しています。ニーズを正確に把握し、子育て支援サービスの充実に努めます。

【主な施策事業】

★＝地域子ども・子育て支援事業（P50）

	事業名	事業内容	担当課
62	ファミリー・サポート・センター事業★	子育てを援助したい方と子育ての援助を受けたい方の相互援助活動の連絡及び調整を行うもので、会員の増加に努めます。	こども支援課
63	病児保育事業★	病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な子どもを、看護師等が一時的に保育を行います。	こども支援課
64	子どものショートステイ事業★	家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童福祉施設等において必要な養育を行います。	こども支援課
65	紙おむつ用ごみ袋支給事業	市内で出生及び1歳未満の転入者の保護者に対して、紙おむつ用ごみ袋を50枚支給します。	こども支援課
66	保育所世代間交流事業	地域の中で世代の異なる、小学生、中学生、高校生、お年寄りなど、多くの人とふれあうことにより、児童の豊かな心を育むとともに、交流を図ることにより保育所と地域の連携を図ります。	こども支援課
67	親参加型行事の推進	保育所への理解を深めるとともに、保育所を家庭での子育てを学習する場として提供するため、保護者が保育所に来所し、日常の保育に参加し、保育の様子を参観する機会を設けます。	こども支援課
68	パパママ応援ショップ優待カード利用促進	子育てを応援する協賛店に提示すると割引などのサービスが受けられるもので、18歳までの子どもまたは妊娠中の人がいる家庭に配布しています。	こども支援課
69	すこやか子育て講座	来年度小学1年生となる未就学児の保護者を対象とした講座。親が親として育ち、力をつけるための学習機会を提供し、子育ての喜びや悩みなどを他の保護者と共有し、子育ての孤立化を防ぎ、家庭の教育力向上を図ります。	社会教育課
70	家庭教育学級開設事業	小・中学校や幼稚園PTA団体を対象とし、親が親としての力を高め、自信を持って子育てするために、学習者相互の交流・信頼を深め、子育てについての学習・仲間づくりの機会として家庭教育学級を設けます。	社会教育課
71	多様な主体の参入促進事業★	新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置または運営を促進するための事業です。	こども支援課



V. 施策事業の展開



《施策の基本的方向》

(3) 子どもや母親の健康の確保

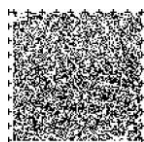
すべての子どもと子育てをする親の健康確保に向け、妊娠、出産から乳幼児期を通じ、母と子の健康づくりや相談・指導をとおした育児不安の軽減に努めます。

また、安心して子どもを産み、育てられるよう小児医療の充実を図るなど、保健・福祉・医療に関わるサービスが総合的かつ安心して受けられるよう関係機関の連携に努めます。

【主な施策事業】

★＝地域子ども・子育て支援事業（P50）

	事業名	事業内容	担当課
72	母子健康手帳の交付	妊娠から出産・育児まで、一貫した健康状態を記録する手帳を交付します。	健康増進課
73	妊婦一般健康診査★	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に必要な経費を一部助成することにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保します。	健康増進課
74	母子訪問事業	不安を軽減し、健やかに妊娠・出産・育児ができるよう、ハイリスク妊産婦や育児支援の必要な家庭に保健師が訪問します。また、特に支援が必要と認められる家庭に訪問し、養育に関する相談、指導、助言を行います。	健康増進課
75	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）★	新生児・乳児を訪問して、異常の早期発見と養育者の育児不安の軽減を図ります。	健康増進課
76	乳幼児健診事業	4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳5か月児を対象に健診を実施し、疾病・障がい等の早期発見、発育発達の確認及び育児相談、育児支援等を行います。未受診児は保健師が家庭訪問を行います。	健康増進課
77	乳幼児発達相談事業	発育・発達面において経過観察を要する乳幼児と保護者に対して、医師による発育・発達の相談、診断及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による発達を促す訓練指導を行います。	健康増進課
78	予防接種事業	感染の恐れがある疾病の発病及びまん延を予防するために、予防接種法に基づいて、定期的な予防接種を行います。	健康増進課
79	母子健康教育事業（集まれ！6～7か月ベビー）	6～7か月児を対象に、遊びながら発達を促すかわり方や乳幼児の生活について等の指導を行い、保護者の育児の力を高め育児の不安を軽減します。	健康増進課
80	小児二次救急医療対策事業	平日の夜間及び休・祝祭日の昼・夜間において、医療機関（東部地区の小児医療群輪番制）に、二次救急診療を委託して行います。	健康増進課
81	小児休日診療事業	日曜・祝祭日の午前に小児科医による在宅当番診療を委託して行います（冬季のみ）。	健康増進課
82	母子健康教育事業（むし歯予防教室）	6か月児～未就学児を対象に歯科衛生士による歯磨き指導を行います。また、2歳半以上の児を対象に歯科医による歯科健診とフッ素塗布を行います。	健康増進課
83	地産地消事業	幸手産米、野菜等を学校給食に活用します。	総務課





《施策の基本的方向》

(4) 経済的支援の充実

保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援の充実を図ります。

特に経済的に不安定な状況にあるひとり親家庭や障がい児を持つ家庭に対しては、親と子で豊かな家庭を築き、安定した日常生活が営めるように経済的な支援の充実に努めます。

ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）の自立のために、子育て生活支援、就業支援、養育費確保支援、経済的支援を促進します。

【主な施策事業】

	事業名	事業内容	担当課
84	児童手当支給事業	児童手当法に基づき、3歳未満児童は一人15,000円、3歳以上小学校修了前児童は、第1子、第2子は一人10,000円、第3子以降は一人15,000円、中学生は一人10,000円を支給します。所得制限を超えた場合は、一律5,000円を支給します。	こども支援課
85	児童扶養手当支給事業	児童扶養手当法に基づき、18歳に到達して最初の3月31日（年度末）までの間にある者を養育する母や父及び養育者に対して手当を支給します。	こども支援課
86	子ども医療費支給事業	市条例により、中学校修了前まで医療費の一部負担金を支給します。	こども支援課
87	ひとり親家庭等医療費支給事業	市条例により、18歳に到達して最初の3月31日（年度末）までの間にある者を養育する母や父及び養育者に対して、医療費一部負担金について支給します。	こども支援課
88	未熟児養育医療給付事業	未熟児に対して、指定養育医療機関に入院が必要な場合、その入院治療に必要な医療費を給付します。	こども支援課
89	母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業（教育訓練給付金）	母子家庭の母または父子家庭の父の経済的な自立を支援するため、指定教育講座を受講した場合に費用の一部を支給します。	こども支援課
90	母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業（高等職業訓練促進給付金）	母子家庭の母または父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、2年を限度とする期間「訓練促進給付金」を非課税世帯の場合、月額10万円（課税世帯の場合、70,500円）を支給します。	こども支援課
91	私立幼稚園心身障害児就園運営費補助事業	市内私立幼稚園において、心身障がい児を受け入れた場合、一人当たり月額20,000円を補助し、障がい児の入園を促進します。	こども支援課
92	私立幼稚園振興補助事業	私立幼稚園の振興を図るため、市内の私立幼稚園の運営に必要な経費を予算の範囲内で補助します。	こども支援課
93	就学援助・特別支援教育就学奨励事業	経済的理由により就学困難な義務教育児童・生徒の保護者に対し、援助を行います。	総務課
94	学校給食費補助制度	保護者の経済的負担を軽減することにより子育て支援を推進するため、市内小・中学校及び特別支援学校（小学部・中学部）に在籍している児童・生徒が2人以上いる保護者に給食費を補助します。	総務課
95	入学準備金貸付事業	市内に居住していて、高等学校、大学及び専修学校に入学を希望する方の保護者で入学準備金の調達が困難な方に対して、入学準備金の貸し付けを行い、等しく教育を受ける機会を与えます。	総務課



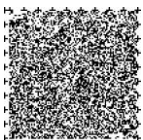
V. 施策事業の展開



【主な施策事業】

★＝地域子ども・子育て支援事業（P50）

	事業名	事業内容	担当課
96	自動車燃料費助成事業	在宅の重度障がいのある人が生業等に使用し、または対象者と同一住所の方が対象者のために通院等に使用する自動車（障がい者が運転する原動機付自転車を含む）の燃料費の一部を助成します。	社会福祉課
97	福祉タクシー利用助成事業	在宅の重度障がいのある人が福祉タクシー（埼玉県協定締結事業者及び市契約締結事業者が運行するタクシー）を利用する場合、その初乗り運賃額を補助します。	社会福祉課
98	実費徴収に伴う補足給付事業★	施設等利用給付認定保護者に対し、副食材料費に要する費用を助成する事業。	こども支援課
99	乳児紙おむつ支給事業（新規）	子育て世帯が安心して子どもを生み育てる環境の確保を目的に、乳児が使用する紙おむつ等の購入費用を助成する。	こども支援課





基本的な視点3 子育てを支え合う視点

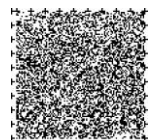
《施策の基本的方向》

(1) 仕事と子育ての両立支援（ワーク・ライフ・バランス）

男女が協力して子どもを産み育てられる家庭を築き、男女ともに仕事と子育ての両立ができるよう、多様な子育て支援を推進していきます。

【主な施策事業】

	事業名	事業内容	担当課
100	男女共同参画推進事業	男女の人権が尊重され、ともに自立したパートナーとしてあらゆる分野に対等に参画できる、活力ある男女共同参画社会の実現のため、情報紙「モア」（年1回）の発行や、女と男の共生セミナー（年1回）等を行います。	人権推進課
101	母子健康教育事業 （パパママ教室）	妊娠・出産・育児に関する基本的な知識、技術を学び、子育ての不安の軽減を図ります。両親が協力しながら子育てができるよう、双方の役割について理解し共有します。人形を使っての沐浴実習、妊娠シミュレーターを使っての妊婦体験、妊婦同士の交流等を行います。	健康増進課



V. 施策事業の展開



《施策の基本的方向》

(2) 地域における子育て支援

子育て中の親子が仲間づくりや地域の人々とのつながりを持つことや、地域における育児の相互援助活動の活性化等を推進し、子育てをみんなで支える環境づくりに努めます。

【主な施策事業】

★＝地域子ども・子育て支援事業（P50）

	事業名	事業内容	担当課
102	地域子育て支援拠点事業★	市民の子育てを支援するため、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講座などを行います。	こども支援課
103	子育て応援サークル等活動助成事業	地域での子育て活動を支援するため、公募により市内の子育てサークル、ボランティア団体、地域団体等から提案された子育て応援事業に対して、審査のうえ補助金を交付します。	こども支援課
104	子育て支援協働事業	市内で子育て支援を行うサークルと協働することにより、ネットワークの拡大、人材の育成を図ります。	こども支援課
105	子育てサークル育成事業	子どもや親の仲間づくりを促進するために、子育て中の親子でつくるサークルの支援、育成、交流を図ります。	こども支援課
106	保育所開放事業	少子化、核家族化、近隣の交流の希薄などの変化の中で、保育所庭の開放事業により、地域の人々との交流を深め、子育ての不安を取り除き、保育所を十分理解してもらうなど、子育て支援の場として保育所の開放を行います。	こども支援課
107	地域交流推進事業	各小・中学校において、各教科及び総合的な学習の時間等で地域の人材を活用し、地域との交流を推進します。	指導課
108	コミュニティ・スクール事業	地域や社会に開かれた学校づくりを推進し、学校が家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を展開することを目的に、各学校長の推薦をもとに教育委員会が学校運営協議会委員を委嘱します。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことができる「地域とともにある学校づくり」を推進します。	指導課
109	産後ケア事業	家族等から十分な育児や家事の援助が受けられず、産後体調不良や育児不安等のある母子に、宿泊や訪問で保健指導や育児指導等による支援を行います。	健康増進課

